

共有船舶建造申込に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構共有船舶建造申込業務

(2) 業務の目的

一般社団法人瀬戸内市緑の村公社（以下「公社」という。）が運航する前島～牛窓間における一般旅客定期航路（許可番号中国第 441 号）に使用する旅客船兼自動車航送船を、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）と共同で建造するための申し込みに必要な造船所及び建造申込価格を決定することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙 1 の「一般社団法人瀬戸内市緑の村公社新船建造基本計画書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和 4 年 1 2 月 1 5 日まで

2. 予定価格

非公表

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 造船法（昭和 2 5 年法律第 1 2 9 号）第 2 条の規定に基づく施設の新設等の許可及び同法第 6 条の規定に基づく船舶の製造事業等の開始届を有していること。または、小型造船業法（昭和 4 1 年法律第 1 1 9 号）の登録を受けていることとします。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画又は再生計画が認可されている者を除く。）でないこと。
- (3) 次に掲げる事項について実績等を有する者であること。
 - ア 過去において旅客船兼自動車航送船の建造の実績があること。
 - イ 船舶建造施設
 - (ア) 当該船舶の建造に必要な自社所有の船台又は船渠を提供できること。

(イ) 当該船舶の建造に必要な自社所有の工場（ドックハウスを含む。）、機器類等を提供できること。

(ウ) 当該船舶の建造を行う施設の所在地は、日本国内とする。

ウ 船舶設計技術者

当該船舶の建造設計を自社で自主的に実施でき、次に掲げるいずれかの技術者を提供できること。

(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において、造船、機械又は電気に関する学科を修得して卒業した後、鋼製船舶の建造又は修理・改造に関して、5年以上の実務経験を有する技術者

(イ) 学校教育法による高等学校において、造船、機械又は電気に関する学科を修得して卒業した後、鋼製船舶の建造又は修理・改造に関して、7年以上の実務経験を有する技術者

(ウ) 上記以外の技術者にあつては、国外における（ア）、（イ）と同等と認められる学歴・経験を有していること。

エ 船舶建造技術者

当該船舶の建造に必要な、次に掲げるいずれかの技術者を提供できること。

(ア) 学校教育法による大学又は高等専門学校において、造船、機械又は電気に関する学科を修得して卒業した後、鋼製船舶の建造又は修理・改造に関して、5年以上の実務経験を有する技術者

(イ) 学校教育法による高等学校において、造船、機械又は電気に関する学科を修得して卒業した後、鋼製船舶の建造又は修理・改造に関して、7年以上の実務経験を有する技術者

(ウ) 上記以外の技術者にあつては、国外における（ア）、（イ）と同等と認められる学歴・経験を有していること。

オ 納入後のメンテナンス体制

建造船舶の故障又は異常時に対応するため、船舶納入後においても十分なアフターサービス・メンテナンス体制を確保することが可能なこと。

5. 受注候補者選定方法

参加資格があると認められる者から技術提案書等を受け付け、その技術提案を前島フェリー船舶建造技術審査委員会において審査し、受注候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

審査にあたっては、当該業者の書類審査及びプレゼンテーション審査を実施するものとし、審査方法及び審査基準等は下記9のとおりとする。

6. 質疑・回答

- (1) 提出方法
別添の質問書（様式1）により、ファックスまたは電子メールにて提出すること。
- (2) 提出期限
令和3年11月15日（月）17時00分まで（必着）
※提出期限を過ぎた質問、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 提出先
下記14のとおり。
- (4) 回答方法
随時、質問者のみにファックスまたは電子メールにて回答する。

7. 参加申込

- (1) 申込方法
プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書（様式2）に次に掲げる書類を添えて、持参又は郵送（一般書留・簡易書留）にて提出すること。
 - ア 造船所事情（様式3）
 - イ 船舶建造実績調書（様式4）
 - ウ 船舶設計技術者調書（様式5）
 - エ 船舶建造技術者調書（様式6）
 - オ 納入後のメンテナンス体制調書（様式7）
- (2) 申込期間
令和3年10月11日（月）から令和3年11月1日（月）17時必着
- (3) 提出先
下記14のとおり。

8. 技術提案書の提出

- (1) 提出書類の名称
鉄道建設・運輸施設整備支援機構共有船舶建造申込業務
- (2) 提出部数 正本1部、副本（写し）9部
- (3) 提出書類
 - ア 技術提案書（様式8）
 - イ 添付資料
 - (ア) 仕様書
別紙1の「一般社団法人瀬戸内市緑の村公社新船建造基本計画書」を参考に、比較評価可能な内容とすること。
 - (イ) 工程表（作業内容ごとに工程が判るもの）
 - (ウ) 一般配置図

注 交通バリアフリー法の基準に適合していることを確認し、事業計画変更（使用船舶変更）認可申請に添付可能な図書であること。

(エ) 着岸検討図（旅客の乗下船、車輛の乗下船、岸壁との高低差が判るもの）

(オ) 航海速力検討図

(カ) バリアフリー施設配置図

(キ) 参考見積書（様式 9）

(ク) 企画提案書（様式 10）

(ケ) その他資料（簡易な検討書）

i 初期旅客定員検討書

ii 初期復原性説明書

iii 初期車両搭載検討書（電源供給場所についても記載のこと）

(4) 提出方法

持参又は郵送による

(5) 提出期限

令和 3 年 1 2 月 1 日（水） 1 7 時必着

(6) 提出先

下記 1 4 のとおり。

(7) 企画提案書内容

集客力の向上など離島振興につながるような企画について提案を募集する。

(例) ・ロードバイク用のサイクルラックの設置

・展望スペース・双眼観光望遠鏡の設置

・塗装・ラッピングによるデザイン性の向上

・蓄電池等の防災用に活用できる設備

・環境負荷に配慮した設備 など

9. 審査

(1) 審査方法

提出された参加表明書及び技術提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査を下記（3）アからオで示す審査基準に基づいて以下のとおり審査し、最も優れた提案を選定する。なお、必要に応じて別途ヒアリングを行うことがある。

(2) プレゼンテーションの実施方法

ア 実施日：令和 3 年 1 2 月（予定） 詳細については別途連絡する。

イ 実施場所：詳細については別途連絡する。

ウ 出席者：3 名以内。管理責任者は必ず出席すること。

エ 発表時間：20 分以内。発表後 10 分程度の質疑応答を行う。

(3) 審査項目及び配点

プロポーザルは以下の審査項目及び配点に基づき審査を行う。

ア 建造価格	25 / 100点
イ 船舶性能	20 / 100点
ウ 船舶性能を達成するための技術	15 / 100点
エ 設計担当者の理解度及び提案能力	15 / 100点
オ 企画提案内容	25 / 100点

(4) 候補者選定手順

候補者は、審査の評点の合計点が最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が2者あるときは、審査委員会が採決して決定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知するものとする。

10. 日程

公示	令和3年10月11日(月)
質問受付締切	令和3年11月15日(月) 17時
質問回答期限	令和3年11月19日(金)
参加申込書受付締切	令和3年11月 1日(月) 17時
技術提案書等受付締切	令和3年12月 1日(水) 17時
プレゼンテーション審査	令和3年12月上旬頃
結果通知の送付	令和3年12月中旬頃
協定締結	令和3年12月下旬頃
業務開始	令和3年12月下旬頃

11. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された技術提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 「8. 技術提案書の提出」及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (2) 技術提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (4) 審査の公平性を害する行為があったもの。
- (5) 参考見積書の金額が、予定価格を超過したもの。

12. 協定

候補者決定後、鉄道・運輸機構に対し、共有船建造を申し込むことを目的とした「独立行政法人鉄道・建設・運輸施設整備支援機構共有船舶建造申込協定(仮称)」を締結

する。

13. その他

技術提案書等の取扱いは、以下のとおりとする。

- ア 技術提案書の作成、提出に係る費用等、プロポーザルに要する経費は提案者の負担とする。
- イ 提出された技術提案書等、全ての書類は返却しない。なお、提出された書類は、審査に必要な範囲で複製する場合がある。
- ウ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書等の差し替え及び再提出は不可とする。

14. 担当窓口（問い合わせ・提出先）

一般社団法人瀬戸内市緑の村公社

〒701-4302 瀬戸内市牛窓町牛窓 5662-4

TEL : 0869-34-4356 FAX : 0869-34-5231

E-mail : info@maejima-island.info